

公益財団法人横須賀市健康福祉財団
よこすかヘルパーステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 公益財団法人横須賀市健康福祉財団が開設する、よこすかヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 よこすかヘルパーステーション

（2）所 在 地 横須賀市三春町2丁目12番地（三春コミュニティセンター内）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（2）サービス提供責任者 3名（常勤職員）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導を行うほか、訪問介護計画を作成し、利用者及び同居家族にその内容を説明する。

（3）訪問介護員 非常勤職員10人以上

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき、指定訪問介護の提供にあたる。

（4）事務職員 2名（常勤職員）

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営 業 日 月曜日から金曜日とする。

ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

（2）営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

（3）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護の内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料

の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別表のとおりとする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 利用者宅への移動以外の指定訪問介護で交通費を要する場合及び第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費相当額を徴収する。(実施地域以外については、自動車の使用はしない。)

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、横須賀市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事故発生の際は、直ちに家族及び居宅介護支援事業者、並びに保険者(市)に連絡するとともに、必要な措置を講じることとする。

3 サービス提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償するものとする。

(苦情・ハラスメント解決)

第9条 事業所は、提供したサービスに関する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、苦情・ハラスメントを受け付けるための窓口を設置し、又は、ハラスメントの改善に向けた対策は、ハラスメント対策委員会で検討し、必要な改善を行うものとする。

2 前項の苦情・ハラスメントを受けた場合には当該苦情・ハラスメントの内容を記録しておくものとする。

3 提供したサービスに関し、介護保険法(以下「法」という。)の定めるところにより、利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに関して横須賀市(以下「市」という。)が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第4項第三号の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者を選定及び設置すること。

(2) 成年後見制度の利用を支援すること。

(3) 事業所において、訪問介護員等に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会(虐待防止検討委員会)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員

等に周知徹底を図ること。

(5) 虐待の防止のための指針を整備すること。

- 2 事業所は、サービス提供中に、訪問介護員等又は養護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症対策に関する事項)

第11条 事業所は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会 虐待防止検討委員会と一体的に運営する）を定期的開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修（第10条から前条までに規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等、感染症対策及び業務継続計画の内容を含む。）の機会を次のとおり設け、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、文書により示すこととする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業関係が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は公益財団法人横須賀市健康福祉財団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

第4条第5項の規定は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

第4条の規定は、平成13年12月17日から施行する。

附 則

第3条の規定は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

第6条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

第9条及び第10条の規定は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

第3条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

第5条及び第6条第2項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

第4条別表、第9条第2項及び第10条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

第5条の（1）の規定は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

第4条の規定は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

第7条の規定は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

第4条の規定は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

第4条、第6条別表及び第9条から第13条までの規定は、令和4年4月1日から施行

する。

附 則

第 6 条別表の規定は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

附 則

第 9 条、第11条及び第13条第 4 項の規定は、令和 5 年10月 1 日から施行する。

附 則

第 4 条及び第 6 条別表の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第 6 条別表の規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 0 条の規定は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

第 4 条の規定は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

第 5 条の（ 1 ） 及び第 6 条別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【 介護保険 料金表 】

サービス内容			単位数	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)
介護保険	身体介護	20分未満	163	177円／回	354円／回	530円／回
		20分以上30分未満	244	265円／回	529円／回	794円／回
		30分以上1時間未満	387	420円／回	839円／回	1,259円／回
		1時間以上	567	615円／回	1,230円／回	1,844円／回
		以降、30分増すごとに加算	82	89円	178円	267円
	生活援助	20分以上45分未満	179	194円／回	388円／回	582円／回
		45分以上	220	239円／回	477円／回	716円／回
		身体介護20分以上から引続き生活援助を行った場合、所要時間20分から起算して25分を増すごとに加算。ただし195単位を限度とする。	65	71円	141円	212円
	緊急時訪問介護加算		100	109円／回	217円／回	326円／回
	生活機能向上連携加算Ⅰ		100	109円／月	217円／月	326円／月
	生活機能向上連携加算Ⅱ		200	217円／月	434円／月	651円／月
	初回加算		200	217円／月	434円／月	651円／月
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ：1月につき、合計単位数に18.2%を乗じた単位数で算定されます。					
	特定事業所加算Ⅱ：サービス利用1回当たりの単位数に10%を乗じた単位数で算定されます。					

※その他の費用として、利用者宅への移動以外の指定訪問介護及び市外区域で行う指定訪問介護に要した交通費については実費相当額を徴収します。

地域別の1単位の単価
横須賀市（4級地）：10.84円